

小学生の「税に関する習字」募集要項

- 1 課 題 『税と未来』
- 2 応募資格 小学校6年生及び5年生
- 3 応募用紙 書道用半紙に限ります。
※作品の左側に必ず小学校名、学年、名前を自筆により記入してください。
(記載がないものは審査から除外されますので御注意ください)
例:「〇〇小 六年 豊田太郎」
※書体は楷書に限ります。
- 4 提 出 先 所属の小学校を通じて、豊田税務署管内納税貯蓄組合連合会、豊田税務署管理運営部門、豊田市役所債権管理課又は、みよし市役所納税課のいずれかに提出してください。
※小学生から直接郵送等により提出していただくことも可能です。
郵送等の場合は〒471-8521 豊田市常盤町一丁目 105 番地 3 豊田合同庁舎 豊田税務署 管理運営部門 宛 に送付してください。
※小学校を通じて提出する際は、別紙『提出者名簿』の添付をお願いします。
- 5 締 切 り 令和7年9月3日(水)
- 6 審 査 豊田税務署管内納税貯蓄組合連合会が審査し、入選作品を決定します。
上位の入選作品については、愛知県納税貯蓄組合連合会・東海納税貯蓄組合連合会が審査し、入選作品を決定します。
- 7 入選発表 入選作品は、所属の小学校を経由して通知します。上位入選作品については、当連合会が2月に発行する広報紙「納貯だより」で紹介します。(小学校名、学年、名前とあわせて顔写真を掲載する場合があります。)
また、応募作品の一部については、11月の「税を考える週間」に展示をするなど、税に対する理解を深めるため必要な広報活動に利用することがありますので、その点をご理解の上ご応募ください。
- 8 そ の 他
 - (1) 入選作品には賞状及び副賞(記念品)を、それ以外の方には参加賞を贈呈します。
 - (2) 応募された作品は、お返しできませんのでご了承ください。
 - (3) 応募手続き等ご不明な点は、豊田税務署管理運営部門までお問合せください。
(〒471-8521 豊田市常盤町一丁目 105 番地 3 豊田合同庁舎 1 階 TEL0565-35-7772(ダイヤルイン))

主 催	東海納税貯蓄組合連合会(豊田税務署管内納税貯蓄組合連合会)
後 援	名古屋国税局(豊田税務署)、愛知県教育委員会、豊田税務署管内租税教育推進協議会、豊田税務署管内税務推進協議会、豊田税務署管内税務連絡協議会

小学生の「税に関するポスター」募集要項

- 1 課 題 税に関すること
内容が税に関するものであれば、題材は自由です。
例えば・・・
税金の使い道、税金によって作られた建物、税金の納期限の周知などを書いてください。
- 2 応募資格 小学校6年生及び5年生
- 3 応募用紙 四ツ切画用紙に限ります。
※ 作品の裏面に必ず小学校名、学年（例えば、〇〇市立〇〇小学校〇年）と名前を記入してください。
- 4 提出先 所属の小学校を通じて、豊田税務署管内納税貯蓄組合連合会、豊田税務署管理運営部門、豊田市役所債権管理課又は、みよし市役所納税課のいずれかに提出してください。
※小学生から直接郵送等により提出していただくことも可能です。
郵送等の場合は〒471-8521 豊田市常盤町一丁目 105 番地 3 豊田合同庁舎 豊田税務署 管理運営部門 宛 に送付してください。
※小学校を通じて提出する際は、別紙『提出者名簿』の添付をお願いします。
- 5 締 切 り 令和7年9月3日(水)
- 6 審 査 豊田税務署管内納税貯蓄組合連合会が審査し、入選作品を決定します。
- 7 入選発表 入選作品は、所属の小学校を経由して通知します。上位入選作品については、当連合会が2月に発行する広報紙「納貯だより」で紹介します。（小学校名、学年、名前とあわせて顔写真を掲載する場合があります。）
また、応募作品の一部については、11月の「税を考える週間」に展示をするなど、税に対する理解を深めるため必要な広報活動に利用することがありますので、その点をご理解の上ご応募ください。
- 8 そ の 他
 - (1) 入選作品には賞状及び副賞（記念品）を、それ以外の方には参加賞を贈呈します。
 - (2) 応募された作品は、お返しできませんのでご了承ください。
 - (3) 応募手続き等ご不明な点は、豊田税務署管理運営部門までお問合せください。
(〒471-8521 豊田市常盤町一丁目 105 番地 3 豊田合同庁舎 1 階 Tel.0565-35-7772(ダイヤル))

主 催	豊田税務署管内納税貯蓄組合連合会
後 援	豊田税務署、豊田税務署管内租税教育推進協議会 豊田税務署管内税務推進協議会、豊田税務署管内税務連絡協議会